

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

南越前町長 岩倉 光弘



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

合波・大門

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月25日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人 0 経営体

個人 4 経営体

集落営農（任意組織） 1 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

・担い手はいるが十分ではない

5. 将来の農地利用のあり方

・担い手に集積・集約化する

6. 農地中間管理機構の活用方針

・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

7. 地域農業の将来のあり方

地域内の高齢化が進んでいることから、鳥獣害対策とあわせ、コミュニティを維持するよう区全体で取り組んでいく。

全ての担い手に任せるのではなく、畦畔の草刈や水路の点検整備等について、多面的機能支払交付金制度を活用しながら、地域全体で農地保全を進めていきたい。